

インフルエンサー・クリエイター登録規約

この規約(以下、「本規約」といいます。)は、クロスフィニティ株式会社(以下、「発注者」といいます。)と本規約に同意の上登録した者(以下、「受託者」といいます。)との間で定めるものです。なお、本規約は当社の判断により事前の予告なく改定されることがあります。本規約改定後に個別契約(第5条1項にて定義)が成立した場合、受託者は、改定後の本規約の内容に同意したものとみなされます。

第1条(定義)

本規約にて用いる用語の定義は、別段の定めのある場合を除き、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1)「本件サイト」とは、発注者が企画・運営するウェブサイトである「PONTE」並びに発注者が別途指定するソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、「SNS」といいます。)において発注者が保有する公式アカウント、及び発注者が別途指定するウェブサイトその他あらゆる広告媒体等をいいます。
- (2)「コンテンツデータ」とは、発注者が指定するコンテンツに関連するデータ(画像、動画、テキスト等含みますがこれに限りません。)をいいます。
- (3)「受託者メディア」とは、受託者がアカウントを保有するSNSをいいます。
- (4)「投稿データ」とは、本件業務において受託者が受託者メディアへ投稿した記事に含まれる画像、テキスト及びその他一切の情報をいいます。
- (5)「本件イベント」とは、発注者が別途指定するイベントをいいます。
- (6)「本件業務」とは、以下の業務のうち、発注者が別途指定する業務をいいます。
 - ・コンテンツデータの制作及び納入
 - ・コンテンツデータの制作協力
 - ・本件イベントへの参加及び取材協力
 - ・受託者メディアにおいて、本件イベント又は発注者が別途指定する物品等(発注者が指定する第三者が提供する商品やウェブサービスを含みますがこれに限りません。)を宣伝するための記事(画像及びテキストを含みますがこれに限りません。)作成及び投稿
 - ・その他発注者が別途指定する業務

第2条(目的)

1. 発注者及び受託者は、発注者と受託者間の取引が相互の信頼にその基礎を置くものであることを認識し、信義誠実の原則に従って、本規約を遵守するものとします。
2. 発注者は、第1条第6号に定める本件業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託します。但し、本規約は必ずしも発注者が受託者に本件業務を委託することを保証するものではありません。

第3条（登録）

1. インフルエンサー・クリエイター登録（以下、「本登録」といいます。）手続きは、発注者から本件業務を受託する本人のみが行うことができるものとし、代理人による登録は一切認められないものとします。
2. 本登録手続きにあたり、受託者は、一切の登録情報が事実であることを保証し、また、その内容の正確性・真実性・最新性等について、自らが責任を負うものとします。
3. 登録できる者の条件は以下の通りとします。
 - (1) 満18歳以上であること。
 - (2) 未成年である場合には法定代理人の包括的な同意を得ていること。
 - (3) 本規約に同意すること。
 - (4) 暴力団等の反社会的勢力に過去より現在及び将来にわたって所属せず、また、何らの関係も有しないこと。

第4条（登録解除）

1. 以下の各号に当てはまる場合、発注者は受託者の本登録を解除することができるものとします。
 - (1) 登録情報が虚偽であることが判明した場合
 - (2) 反社会的勢力と関係を有していた、又は、有することが判明した場合
 - (3) 受託者が本規約に違反した場合
 - (4) その他発注者が合理的に不適切であると判断した場合
2. 受託者が発注者に対し本登録解除の意思表示を行い、発注者がそれを承諾することにより、受託者は、本登録を解除することができるものとします。

第5条（本規約の適用及び個別契約の成立）

1. 本規約は、本規約の有効期間中に発注者及び受託者間で締結される本件業務に関する契約（以下、「個別契約」といいます。）につき、共通に適用されます。但し、本規約の定めと個別契約の定めが矛盾する場合、個別契約の定めが優先して適用されます。
2. 個別契約は、発注者が受託者に対して発注書を交付することにより発注の意思表示を行い、受託者がこれを書面により承諾した時点で成立します。なお、受託者がSNSを利用して承諾の返信をすることは不可とします。
3. 発注者は、発注書に、発注年月日、委託内容、対価及び支払期日等、具体的な取引条件を記します。
3. 受託者は、発注者が個別契約の内容について変更を申し入れた場合、当該申し入れに応じるための合理的な努力を講じなければなりません。

第6条（本件業務の遂行）

1. 受託者は、本規約、発注書及び発注者が別途提示する資料に定める条件に従い、本件業務を遂行しなければなりません。
2. 受託者は、本件業務の遂行にあたり、発注者の指示に疑義がある場合は、本件業務に着手する前に発注者に問い合わせを行わなければなりません。当該行為を懈怠することによる受託者の不利益について発注者は何ら責任を負いません。
3. 受託者は、本件業務の遂行にかかる進捗状況その他発注者が指定する事項について、定期的に発注者に報告しなければなりません。但し、かかる報告は本件業務に関する受託者の責任を免除、軽減、変更するものではありません。

第7条（再委託の禁止）

受託者は発注者の書面による事前の承諾なく、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはなりません。

第8条（対価の支払）

発注者は、本件業務の対価を、発注書において定める期日までに、受託者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払います（振込み手数料は発注者負担とします。）。なお、受託者は、当該銀行口座について、受託者本人名義または受託者が営む個人事業用の口座である旨、表明し保証するものとします。また、発注者が受託者に支払うべき金額が源泉徴収される場合、発注者は、受託者に対する支払額から源泉徴収額を差し引くことができます。

第9条（物品又は資料の提示）

1. 発注者は、本件業務の遂行に必要な物品又は資料を受託者に提供することがありますが、受託者は、当該物品又は資料を善良な管理者の注意義務を持って管理保管するものとします。
2. 受託者は、発注者から要求された時は、速やかに提供された物品又は資料を返却又は廃棄、消去、削除するものとします。

第10条（コンテンツデータにおける検査及び瑕疵担保）

1. 受託者は、制作したコンテンツデータを発注書に定める納入方法により発注者に引き渡すものとします。発注者は、コンテンツデータが納入された日より発注書において定める期日までに当該コンテンツデータの検査を行い、その結果を受託者に対して書面又は電磁的方法にて通知するものとします。
2. 発注者の検査の結果、納入したコンテンツデータが不合格となった場合は、受託者は発注者の指示に従い速やかに当該コンテンツデータの修補を行い、発注者の指定する期日

までに再度納入するものとします。

3. 受託者は、発注者に納入したコンテンツデータについて、その検査完了日より満1年間に限り、瑕疵担保責任を負うものとします。

第11条（コンテンツデータにおける所有権及び危険負担）

コンテンツデータの所有権及び危険負担は、納入時に受託者から当社に移転します。

第12条（コンテンツデータにおける知的財産権の帰属）

1. 発注者は、受託者が発注者に納入したコンテンツデータ（当該コンテンツデータを元に発注者が編集した制作物を含みます。）及び受託者が発注者に制作協力したコンテンツデータを本件サイトにおいて利用することができるものとします。

2. 受託者が発注者に納入したコンテンツデータにかかる著作権その他一切の知的財産権は、コンテンツデータの納入と同時に発注者に譲渡されるものとし、当該権利の譲渡の対価は、第8条に定める対価に含まれるものとします。但し、受託者は、自己利用するために必要な範囲に限りコンテンツデータを利用することができるものとします。

3. 受託者は、コンテンツデータについて、著作権者人格権を行使しないものとします。

4. 受託者は、コンテンツデータが第三者のいかなる権利も侵害していないことを発注者に保証するものとします。

5. コンテンツデータについて、第三者に帰属する権利（肖像権、パブリシティー権を含みますがこれに限りません。）が含まれる場合、受託者は、コンテンツデータを発注者が利用することにつき当該第三者の同意を得るなど権利処理について適切な措置を行うものとします。

6. 前二項の規定にかかわらず、第三者から発注者に対してコンテンツデータにかかる権利について訴え等がなされた場合、受託者の責任と負担において当該訴えに対応するものとします。

第13条（投稿データにおける保証及び利用許諾）

1. 受託者は、本件業務において受託者メディアへ投稿した記事に含まれる画像、テキスト及びその他一切の情報（以下、「投稿データ」といいます。）について、自己が投稿することについての適法な権利を有していること、投稿データが第三者の知的財産権その他のいかなる権利も侵害していないこと、及び一切の法令に違反していないことを表明し、保証するものとします。

2. 受託者は、本件業務において受託者メディアへ記事を投稿することにより、発注者に対し、当該記事の投稿データについて、無償にて利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。以下本条において同じ。）する権利を許諾するものとしますが、必ずしも発注者が投稿データを利用することを保証するものではありません。

また、受託者は、発注者が投稿データを利用する場合には、受託者メディアにおける受託者の個別ID及び受託者を示す画像等を表示する機会があることをあらかじめ承諾するものとします。受託者は、投稿データについて、著作権人格権を行使しないものとします。

3. 前項に基づき、投稿データは、受託者に事前に通知されることなく、本件サイトを通じて第三者が運営するウェブサイト、雑誌、テレビ、その他あらゆる広告媒体等において利用及び公開される場合があります。

4. 本条第2項の利用許諾には、地域制限、著作権表示義務その他付随条件はないものとし、受託者の発注者に対する利用許諾の期間は、本登録解除後においても、投稿データの知的財産権が存続する限り継続するものとします。

5. 発注者又は発注者が許諾した第三者による投稿データの利用中に、受託者が当該投稿データの元となる情報を削除した場合であっても、発注者又は発注者が許諾した第三者は、引き続き当該投稿データを利用できるものとします。

6. 受託者は、投稿データに関して、第三者との間で権利侵害その他の理由により紛争が生じた場合、自らの責任と負担においてこれを解決するものとします。

第14条（秘密保持）

1. 受託者は、本登録の事実、発注者から開示・提供された情報、本件業務の遂行過程で知得した発注者固有の技術上・営業上の情報及びその他の業務上の情報（本件業務の内容を含みますがこれに限られません。）、本登録及び個別契約締結の事実、本規約及び個別契約の内容並びに個別契約に基づく発注者と受託者間の全ての情報、並びに発注者と受託者間の打ち合わせの事実（以下、総称して「秘密情報」という。）を秘密として扱うものとし、発注者の事前の書面又は電子メールによる承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはなりません。

2. 受託者は、発注者の事前の承諾なしに秘密情報を本件業務以外の目的のために使用し、又は複製してはなりません。

3. 本規約の有効期間及び個別契約が終了した場合、又は発注者から要求があった場合、受託者は、秘密情報を直ちに発注者に返還し、又は発注者の指示に従って破棄若しくは消去するものとします。

第15条（権利譲渡等の禁止）

受託者は、発注者による書面による事前の承諾なしに、本規約及び個別契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは担保に供し、又は引受けさせてはなりません。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 発注者は、受託者又は本登録及び個別契約の締結を媒介した者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者及びこれらと密接な関

係を有する者を意味します。以下同様です。) であることが判明したときには、催告を要せず受託者に書面で通知することにより直ちに受託者の本登録及び個別契約を将来に向かって解除することができます。

2. 発注者は、受託者が個別契約に関連して締結した契約(以下「関連契約」といいます。)の当事者又は関連契約の締結に関する関連契約の当事者の代理人若しくは関連契約の締結を媒介した者が反社会的勢力等であることが判明した場合には、受託者に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができます。

3. 前項に基づいて必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由なくこれを拒否した場合、発注者は催告を要せず受託者に書面で通知することにより直ちに受託者の本登録及び個別契約を将来に向かって解除することができます。

2. 本条に基づき受託者の本登録及び個別契約を解除した発注者は、当該解除により受託者に生じた損害の賠償責任を負わないものとします。

第17条(中断権、解約権)

1. 発注者は、書面又は電子メールによる事前の通知を行うことにより、本件業務の全部又は一部にかかる中断又は個別契約の解約を受託者に対して求めることができます。個別契約に別段の定めがある場合を除き、かかる中断による本件業務の再開のため、又は個別契約の解約までに発生する費用の負担については、発注者と受託者にて別途協議するものとします。

2. 受託者が、自己の責に帰する事由により本件業務の全部又は一部を履行できない場合は、発注者と受託者間にて別途協議の上、対応を決定するものとします。

第18条(有効期間)

本規約の有効期間は、受託者が本規約に同意の上登録した時点より、本登録解除となった時点までとします。本登録解除が成立した時点において、未だ履行が完了していない個別契約が存在するときは、かかる個別契約の履行が完了するまで、本規約が有効に適用されます。

第19条(存続条項)

前条に定める本登録解除後であっても、第9条第2項、第10条第3項、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、本条、第20条及び第21条の定めは期間を定めることなく有効に存続します。

第20条(損害賠償)

発注者及び受託者が本規約及び個別契約に違反することにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

第21条（管轄裁判所）

発注者及び受託者は、本規約及び個別契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（協議）

本規約及び個別契約に定めのない事項又は本規約及び個別契約の解釈について疑義が生じた場合、発注者及び受託者は協議して解決を図るものとします。

平成30年7月1日 制定